

小田原市における空家等対策に関する協定書

小田原市（以下「甲」という。）と神奈川県土地家屋調査士会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙との連携及び協力のもと、空家等対策計画の基本方針に規定する「空き家化の予防」、「空家等の流通・利活用の促進」、「空家等の適正管理の促進」に基づき、実効性のある空家等対策を総合的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。
- (2) 所有者等 空家等の所有者又は管理者をいう。
- (3) 相談業務 甲が所有者等から受けた相談に基づき、甲が乙に対し行う相談をいう。

（連携・協力事業）

第3条 甲及び乙は、この協定の目的を達成するため、相互に連携し、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 空家等の測量及び登記などの相談業務に関するここと。
- (2) 空家等の測量及び登記などに関するここと。
- (3) 筆界の特定、表題登記、滅失登記等のほか土地家屋調査士が業として行う業務のうち、空家等対策の推進に関するここと。

（協定期間）

第4条 この協定の期間は協定締結日から令和6年3月31日までとする。

2 協定期間の満了前に、甲及び乙の一方又は双方から解約の申し出がない時は、協定の期間は1年間延長したものとし、その後も同様とする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、本協定に定める事項の実施に当たり、知り得た情報を甲又は乙の承認を受けず他に漏らしてはならない。本協定の満了その他の効力がなくなった後も同様とする。

2 乙は業務上知り得た個人情報を営利目的として利用してはならない。

（その他）

第6条 この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各々1通を保有する。

令和5年5月10日

甲 神奈川県小田原市荻窪300番地

小田原市長 守屋 輝彦



乙 神奈川県横浜市西区楠町18番地

神奈川県土地家屋調査士会

会長 大竹 正晃

